

宇部市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法第42条の2第5項、第78条の2第7項及び、第78条の4第6項及び第115条の2第1項等に規定する措置として、宇部市地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、市長に意見具申を行う。

- ① 地域密着型サービスの指定
- ② 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬
- ③ 介護予防支援の指定
- ④③ その他市長が必要と判断した事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、宇部市地域包括支援センター運営協議会委員が兼務する。

(事務局)

第4条 委員会の事務局は、宇部市健康福祉部高齢者総合支援課に置く。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月22日から施行する。